

山梨県公報

号外第四十七号

平成二十五年

七月二十一日

月 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十五年七月二十一日

山梨県監査委員	芦 沢 幸 彦
同	中 村 孝 元
同	中 村 正 則
同	河 西 敏 郎

定例監査

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成25年1月24日発行(山梨県公報号外第四号)山梨県監査委員告示第二号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	企画県民部 情報政策課(情報産業振興室)
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月5日、7月11日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)2件(支出1、契約1) 1)山梨県財務会計システム維持管理業務委託契約の予定価格の積算において「オペレータ要員教育」の業務は、運用開始年度から4年間同一の工数に基づいて積算されていた。しかし、過去の作業実績報告書に実績記載がないため業務に要する工数の積算根拠の妥当性が確認できなかった。 2)山梨県財務会計システム維持管理業務委託契約の会計システムの機器更新に伴うデータ移行等業務委託契約において、契約書の規定には受託者が委託業務の一部再委託の承認を求める場合は「再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法並びに再委託先事業者に対する管理及び監督の方法」について書面により明らかにしなければならないとされているが、再委託承認申請書には当該記載がされていなかった。また県は当該記載のないまま承認していた。	1)「オペレータ要員教育」を含めた維持管理業務全体の積算根拠となっている作業について、毎月の実績報告書の中で作業実績の報告を受けるよう改善した。 2)再委託事業者において取り扱う情報や再委託事業者に対する管理・監督方法について記載された書面を受領した。以後、受領するよう徹底する。

監査対象所属	企画県民部 消費生活安全課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月8日、7月11日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)1件(支出1) 1)山梨県消費生活相談員に対する報酬費について、山梨県消費生活相談員報酬費支払要領には相談員を年度の途中で委嘱した場合及び年度の途中で委嘱を取り消した場合における取扱いは規定されているが、死亡した場合については特に規定されていないことから、年度途中で死亡した相談員に対して報酬費が全額支給されていた。	1)消費生活相談員が死亡した場合における取扱を明確化するため「山梨県消費生活相談員運営要領」を改正し、委嘱の取消事由に「本人が死亡した場合」を追加するとともに、「山梨県消費生活相談員報酬費支払要領」を改正し、所要の規定を整備した。(施行日：平成24年4月1日)
監査対象所属	企画県民部 生涯学習文化課
監査対象期間	平成23年度

監査実施日	平成24年6月6日、7月13日	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)		
1) 自動販売機等の行政財産使用料の測定が遅延していた。		1) 平成23年度の測定については減額率の決定等に時間を要したため測定が遅延してしまつたが、平成24年度の測定については事務処理を迅速に行ない、遅滞なく測定した。今後とも適切な時期に測定を実施する。
2) 舞台照明調光卓のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調書及び受入調書が作成されていなかった。		2) 平成24年度の舞台照明調光卓のリース物品については、占有物品受入調書を作成した。今後とも占有物品受入調書及び払出調書の作成について、適正に処理する。

監査対象所属	リニア交通局 リニア推進課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年6月7日、7月13日	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 2件 (財産2)		
1) 平成23年度分の行政財産使用許可に係る公有財産貸付移動報告がなされていないものがあった。		1) 平成24年4月1日付けで、貸付移動報告書を提出。今後は、使用許可の事務処理後、移動報告書を直ちに提出するよう徹底する。
2) 都留市から使用を許可されたリニア見学センター改修部分に係る土地について、借受財産移動報告がなされておらず、借受財産台帳が未整備であった。		2) 平成24年6月12日付けで、借受財産移動報告書を提出し、台帳整備。今後は、使用許可書の受領後、移動報告書を直ちに提出するよう徹底する。

監査対象所属	総務部 職員厚生課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年8月1日、8月29日	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 恩給の過払い金 平成10年度分 先数 1件 840,200円		1) 引き続き債務者に対し電話や訪問による督促を行い、収入未済の解消に向けて取り組んでいく。
2) 購入した郵便切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿が作成されていないかった。		2) 直ちに郵便切手受払簿を作成した。

監査対象所属	総務部 税務課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年8月7日、8月29日	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (契約1)		
1) 県外ナンバー自動車登録控え促進事業委託契		1) 今後、事業に関連する要綱、要領、委託

約において、業務仕様書には「新規雇用者の業務従事期間は6ヶ月以内(1回に限り更新できる)」と定められているが、労働契約書の契約期間が6ヶ月を超えて定められていた。また、雇実施状況報告書に日付のないものがあった。	契約書等の規定に基づき適切な労働契約を締結していく。 また、受託者からの報告書等の提出書類には、必ず提出等の日付を記入させるとともに、複数の職員でそれを確認する。
---	--

監査対象所属	総務部 管財課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年8月3日、8月29日	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 行政財産使用料 平成20年度分 先数 1件 1,915円		1) 収入未済1件について、相手方に納入依頼と状況確認を継続しているが現状では徴収困難な状況が続いている。 引き続き、状況を把握するとともに納入を催促していく。

監査対象所属	総務部 私学文書課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年8月1日、8月29日	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 県立大学授業料 過年度分 先数 5件 1,160,900円		1) 授業料未納者に対し督促を行ってきたが、消滅時効が到来した2件(計357,200円)については不納欠損処分を行い、残り3件(計803,700円、平成25年2月18日現在)については、その保証人に対しても支払の督促を行っている。 今後とも、未納者本人及び保証人に対し引き続き督促を行っていく。

監査対象所属	総務部 市町村課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年8月2日、8月29日	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果		
(指導事項) 3件 (支出2、契約1)		
1) 山梨県市町村合併支援特別交付金において、補助事業内容に変更(交付事業に係る経費が申請時より20%以上減少)があったが、補助金交付要綱第9条に基づき変更承認申請書が提出されておらず、変更の手続きがされていないかった。		1) 今後は、対象市町村に対して、補助金交付要綱第10条に基づき実施状況の確認を行い、必要に応じて変更申請書の提出を求め、交付要綱に則った適切な事務を執行する。
2) 市町村振興資金の貸付けのうち「名勝猿橋」駐車場整備のための土地購入費に対する資金の貸付けについて、土地購入の完了の確認は行われていたが、駐車場整備事業の完了の確認は		2) 市に駐車場整備の完了を確認できる書類の提出を依頼し、駐車場整備の完了について確認を行った。 今後は、土地購入だけを貸付対象とした

検査調書等の証拠書類に基づいて行われていなかった。	場合であっても、申請の際に、土地購入だけでなく、建設事業自体についても検査調書等の書類の提出を求め、完了を確認する。
3) 明るい選挙推進事業委託契約書について、契約保証金免除条項の記載がなかった。また、委託の範囲が明確に記載されていなかった。	3) 平成24年度から契約保証金免除条項を設けている。 委託の範囲については、平成25年度から明確にした契約書に修正する。

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課 (監査指導室)
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月5日、8月11日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (支出1、給与1)	
1) 公用車の保管場所変更による経費の前渡資金精算事務において、領収書を紛失したうえ、前渡資金精算書の提出が9ヶ月以上遅延していた。	1) 精算を要する前渡資金については、領収書等の証拠書類を適切に管理し、遅延が生じないよう管理票を作成して精算事務を適正処理するよう徹底を図る。
2) 山梨県立病院機構派遣(医務課付き)から平成24年4月1日に福祉保健総務課に異動した職員について4月からの手当支給の変更手続きが行われなかったため4ヶ月分の扶養手当が未支給となっていた。	2) 未支給となっていた扶養手当については平成24年8月給与支給の際に4月に遡って追給した。 山梨県立病院機構派遣復帰職員の手当について、認定・入力者と別の職員が同じ処理過程を確認することにより、認定時におけるシステム入力上の漏れ防止を図る。

監査対象所属	福祉保健部 長寿社会課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月3日、8月11日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入2)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 17件 16,833,509円 ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 17件 2,526,976円	1) 収入未済解消のため、貸付業務(償還事務を含む。)を委託している(社福)山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人に対し、催告状の送付、電話による償還依頼、ヒアリングを実施し、早期の償還を働きかけている。 ○平成24年度回収結果 (平成24年12月末現在) ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 12件 671,968円 ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 8件 83,020円
2) 上記の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行が遅延しているものがあつた。	2) 督促状の発行が遅延していたものについては、既に納入済みとなっている。 今後は、督促状の発行が遅延することがないよう、速やかに督促状を送付していく。

監査対象所属	福祉保健部 児童家庭課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年7月4日、8月11日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項)
7件 (収入3、支出2、財産1、重点1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

〔一般会計〕	〔一般会計〕
①児童入所施設保護者負担金 過年度分 8,275,579円 平成23年度分 5,340,272円 合計 先数 146件 13,615,851円	①児童入所施設保護者負担金 過年度分 708,105円 平成23年度分 649,440円 合計 先数 35件 1,357,545円
②雑入(児童入所施設等措置費返還金) 平成22年度分 先数 5件 140,266円	②雑入(児童入所施設等措置費返還金) 平成22年度分 先数 2件 25,210円
③雑入(児童扶養手当の過誤払い等の返納金) 過年度分 先数 36件 11,476,510円	③雑入(児童扶養手当の過誤払い等の返納金) 過年度分 先数 12件 689,040円

〔母子寡婦福祉資金特別会計〕	〔母子寡婦福祉資金特別会計〕
①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 2,878,809円 平成23年度分 90,550円 合計 先数 7件 2,969,359円	①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 134,400円 平成23年度分 先数 1件 6,166円
②母子福祉資金貸付金償還金利子 過年度分 先数 1件 66,273円	②母子福祉資金貸付金償還金利子 なし
③母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 58,758円 平成23年度分 17,583円 合計 先数 4件 76,341円	③母子福祉資金貸付金違約金 なし
④寡婦福祉資金貸付金償還金 平成23年度分 先数 1件 30,600円	④寡婦福祉資金貸付金償還金 平成23年度分 先数 1件 25,500円

2) 今年度については、補助金交付申請及び変更交付申請の提出について、定められた提出期限の前に市町村担当者に申請の有無を確認し、期限内に申請書が到達するよう

<p>出されたものを受領し、それぞれ交付決定、変更交付決定をしていった。</p> <p>3) 児童入所施設等措置費返還金の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」に定められた督促状が送付されていた。</p> <p>4) 児童入所施設保護者負担金に係る延滞債権管理簿について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じて作成されていた。また、児童入所施設保護者負担金、児童扶養手当返還金の収入未済金のうち、地方自治法第236条の規定に基づき消滅時効が完成しているものについて、一部、不納欠損処理が遅延しているものがあつた。</p> <p>6) 乳幼児医療対策事業費補助金及びひとり親家庭医療対策事業費補助金において、市町村の補助金算定に使用するための基礎資料の指示に誤りがあつたため、補助金が交付不足となつていった。</p>	<p>指導した。</p> <p>また、起案の段階で決裁区分担当者が注意深くチェックし、日付等記載内容に誤りが生じないよう努めている。</p> <p>なお、今年度における補助金交付申請等について提出期限を過ぎて受理されたものはない。</p> <p>3) 平成24年8月1日督促状送付処理済み。</p> <p>4) 平成24年7月末日までに、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じた延滞債権管理簿を作成した。</p> <p>5) ①児童福祉施設入所児童保護者負担金の収入未済額にかかると不納欠損処理 ・平成24年度中に消滅時効を迎えた収入未済金は、3月中旬に不納欠損処理を行った。 ②児童扶養手当返還金の収入未済額にかかると不納欠損処理 ・平成23年度中に消滅時効を迎えた収入未済金は平成24年8月8日に不納欠損処理を行った。 ・平成24年度中に消滅時効を迎えた収入未済金は、3月中旬に不納欠損処理を行った。</p> <p>6) ①調査結果 平成20年度から平成23年度までに県が交付した医療対策事業費補助金について、要追加交付額調査を行った。</p> <p>【追加交付額】 ひとり親家庭医療対策事業費補助金 884千円 乳幼児医療対策事業費補助金 28千円 ○追加交付事務処理 調査結果を基に、2月補正予算に計上し、平成24年度に市町村に追加交付した。</p> <p>○再発防止に向けた対応 ・平成24年4月以降は、補助金の算定基礎となる数値が正確に表示された帳票を国民健康保険団体連合会が市町村に提供している。</p> <p>・今後は、事務の精度を更に高めるため、市町村から定期的に数値報告を提出させるとともに、国民健康保険団体連合会から補助金の算定に必要なデータの提供を受けて</p>
---	--

<p>7) 借受財産について、借受財産台帳への登録に地番及び地積に誤りのあるものがあつた。</p>	<p>報告内容を精査するなど、県と市町村の二重チェック機能を強化する。</p> <p>・また、市町村等関係機関が参加する情報交換会、研修等を定期的に実施し、より質の高い事務処理が行われるように努める。</p> <p>7) ○地番について 愛宕山こどもの国の敷地については、県有地と借受財産（恩賜国有財産）が一体的に活用されていることから、公有財産台帳の口座名は愛宕山こどもの国で一本化されており、公有財産台帳及び借受財産台帳において、愛宕山こどもの国の地番は公有財産全体の主たる所在地が表示されている。財産台帳の所在地については、ひとつの口座に対してひとつの地番の登録が可能であり、借受財産台帳のみ所在地を変更することはできないため、借受財産台帳の借受土地注記欄に借受土地の所在地を記載するよう管財課に依頼した。</p> <p>○地積について 借受財産台帳を修正した。</p>
<p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①児童措置費負担金 過年度分 505,050 円 平成23年度分 221,100 円 合計 先数 3件 726,150 円</p> <p>②児童福祉総務費負担金（短期入所食費負担） 過年度分 先数 5件 108,204 円</p> <p>③児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済掛金） 過年度分 1,681,200 円 平成23年度分 19,700 円 合計 先数 8件 1,700,900 円</p> <p>④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 先数 17件 15,095,960 円</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入 過年度分 先数 17件 2,148,862 円</p>	<p>1) ①児童措置費負担金、②児童福祉総務費負担金（短期入所食費負担）、③児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済掛金）については、文書、電話、訪問などにより、未収金の回収に努めている。また、④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金、⑤在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入については、返済が滞っている債権者に対し、貸付業務（償還業務を含む）を委託している（杜福）山梨県社会福祉協議会と共同で、滞納者及びその連帯保証人のヒアリングを実施し、適正な償還を働きかけている。</p> <p>1月31日時点での取組額について ①児童福祉総務費負担金（平成23年度分） 6件 8,100 円 ②児童福祉総務費負担金（短期入所食費負担） 0件 0 円 ③児童福祉総務費負担金（心身障害者扶養共済掛金）（過年度分） 14件 93,000 円</p>

<p>2) 児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担)の収入未済について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていたかった。</p> <p>3) 児童福祉総務費負担金(心身障害者扶養共済掛金)の収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権管理簿が、一部作成されていたいなかった。</p> <p>4) 点字による即時情報ネットワーク事業委託の精算において、支出額欄に記載された各科目の金額は消費税込みであるが、その合計に更に消費税が加算されていた。</p> <p>5) 重度心身障害者医療対象等事業費補助金において、市町村の補助金算定に使用するための基礎資料の指示に誤りがあったため、補助金が交付不足となっていた。</p>	<p>(平成23年度分) 2件 19,700円</p> <p>④在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 33件 457,660円</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金 利子収入 過年度分 33件 86,932円</p> <p>2) 現在収入未済となっている児童福祉総務費負担金(短期入所食費負担)は、平成4年度から平成14年度のものであり、平成23年度からは、利用者や事業者との利用契約で、事業が行われることとなったため、県収入としての当該負担金の徴収はない。過去の収入未済については、文書、電話により、引き続き未収金の回収に努める。</p> <p>3) 一部作成されていた件は、平成23年度に滞納となった件で、現在は収納済となっている。</p> <p>今後は、債権回収及び処理マニュアルに則り事務に遺漏のないよう適正に行う。</p> <p>4) 各科目のうち、消費税が含まれている科目と、消費税が含まれない科目を分けて、改めて精算を行った。</p> <p>5) ○調査結果 平成20年度から平成23年度までに県が交付した医療対策事業費補助金について、要追加交付額調査を行った。 調査結果：追加交付額 377,896千円 (平成20～23年度) ○追加交付事務処理 調査結果を基に、2月補正予算に計上し、平成24年度に市町村に追加交付した。 ○再発防止に向けた対応 ・平成24年4月以後は、補助金の算定基礎となる数値が正確に表示された領票を国民健康保険団体連合会が市町村に提供しているため、今回の問題は解消した。 ・今後は事務の精度を更に高めるため、市町村から定期的に数値報告を提出させるとともに、国民健康保険団体連合会から補助金の算定に必要なデータの提供を受け、報告内容を精査するなど、県と市町村の二重チェック機能を強化する。 また、市町村等関係機関が参加する情報交換会、研修等を定期的に実施し、より質の高い事務処理が行われるように努めていく。</p>
--	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 医務課</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年7月4日、8月11日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 山梨県看護職員修学資金貸付金償還金 過年度分 3,004,200円 平成23年度分 897,212円 合計 先数 23件 3,901,412円</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p> <p>1) 山梨県看護職員修学資金の収入未済については、平成22年度末で過年度分22件、4,994,572円、現年度分1件、108,000円、合計23件、5,102,572円であったが、1,201,160円を削減し、平成23年度末で23件、3,901,412円の収入未済となっている。平成24年度には、9件、1,185,612円を削減した。 今後も引き続き、貸与者はもとより連帯保証人に対して督促を行うとともに、随時訪問、分割納付など、きめ細かい納入指導を行う中で、未収金の削減に取り組んでいく。</p> <p>2) 平成23年度以前は、交付申請額の算定に支障を来さぬよう、基準額となる当該年度の子算額を補助事業者に対して明示していた。 平成24年度は、交付申請前に補助事業者に対して基準額を通知した。 平成25年度以降は、基準額に関する記載を追加した補助金交付要綱の改正を行い、適正な補助事業の執行に努める。</p>
<p>監査対象所属 福祉保健部 健康増進課</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年7月5日、8月11日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 選延性意識障害者助成金の過払い分 平成19年度分 先数 1件 15,000円</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p> <p>1) 納入に過誤納付金還付請求書を出させ、これに過誤納金還付依頼書をつけて会計管理者あてに送付することにより還付した。</p> <p>1) 平成25年1月16日 甲府簡易裁判所に支払督促申立書を提出し、受理された。</p>

監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月20日、7月31日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 4件 (支出1、給与2、物品1)	1) 再リース契約についても、実例価格等を考慮しながら適切な契約となるよう改められた。 2) 過誤支給した休日勤務手当について対象者に返納させた。 3) 過大認定した通勤手当返納額を通勤手当に関する規則の規定に基づき計算した額に修正し、差額を対象者に返納した。
1) 森林環境部積算システム機器等貸借契約の再リース契約において、予定価格が再リース前の契約金額となっており、実例価格を考慮して定められていなかった。 2) 休日勤務手当の支給対象とならない管理職手当の受給者に対して休日勤務手当を支給していた。 3) JRを利用しての職員が乗車区間を変更したことによる通勤手当の返納額について、通勤手当に関する規則第17条第1号の規定によらず、定期券を実際に払い戻した日において払い戻された額としたため、過大な額を返納させていた。 4) フラグシミリのリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調査及び受入調書が作成されていなかった。	4) フラグシミリのリース期間に対応した占有物品払出調査及び受入調書を適切に作成した。

監査対象所属	森林環境部 大気水質保全課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年6月14日、7月26日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件 (収入1、重点1、物品1)	1) 歳入について次のとおり収入未済があった。大気監視監視自働計測器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に関する損害賠償請求平成23年度分 先数 3件 19,052,950円 2) 上記の収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権管理簿が作成されていなかった。 3) 購入した切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に一部記載漏れがあり、年度累計が相違していた。また、物品取扱補助者の引継はされていたが引継終了時に必要な記名押印がなされていなかった。	1) 支払を求め提訴し、現在係争中。今後は、結審あるいは和解の結果を受け、収入事務を行なう。 2) 延滞債権管理簿を作成した。今後は、「山梨県債権管理ガイドライン」に基づき適正に管理簿を作成していくとともに、管理簿の情報を最新とするよう整理していく。 3) 郵便切手類受払簿を正しく整理し、引継の記名押印を行なった。今後は、引継の手続きを忘れないよう引継書に記載する。また、物品取扱補助者が切手の管理を行ない、切手を使用する際の受払簿への記入について、その都度チェックしていく。

監査対象所属	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月14日、7月26日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用平成23年度分 先数 16件 199,894,755円
1) 〇過年度分のうち「硫酸ピッチ事件」については、本年度も債務者に対し納付連絡を繰り返して行っており、一部債務者(1法人2個人)から納付されている。(平成24年12月末現在 徴収済額8,674,139円) 〇過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者(1法人1個人)が所在不明であり、現在も所在確認中である。 一方、昨年度、財産調査により確認した預金15,061円について差押えを行なった。 〇過年度分のうち「六月市内不法投棄事件」については、本年度、勤務先調査等を行ない、確認した預金127,151円について差押えを行なった。 なお、債務者については、現在所在不明であるため、財産調査を定期的に行なうこと等により債権の回収に努めていく。	

監査対象所属	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月15日、7月26日
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①雑入 (土砂崩落関係に係る不当利得の返還請求)平成23年度分 先数 1件 31,768,800円 林地開発許可の規定(森林法第10条の2)に違反し投棄された土砂が崩落し、一級河川を堰き止め下流世帯に災害の恐れがあったため、県(森林整備課及び治水課)が原因者に代わって緊急措置として行った対策工事等に係る平成18年8月に支払った費用については、完成直後から請求が可能となるが、まだ大量に土砂が埋積しており、別途県が原因者に復旧命令を发出した工事の進捗状況を見ながら請求の時期を検討することとした。 しかしながら、復旧工事の進捗がなかなか図れず、再三の指導にもかかわらず是正されないこと、さらに崩落から5年を経過し、公法上の債権の消滅時効期間(5年)を経過してからの請求は権利の濫用となる恐れが生じることや、民法上の債権についても適切な請求を行っておく必要があることから、庁内関係各課との協議を重ねた上で、平成23年8月に河川法及び民法の規定により原因者に対して返還請求を

1) 納期限までに納付されなかった雑入については、法令の規定に基づき督促を行なった上で、文書による納付催告のほか、債務者宅への訪問等を実施するなど、適切な債権管理に努めた。 今後も引き続き、債務者への催告、財産等の状況について情報収集に努めるとともに、関係課と連絡を図るなど、未収金の早期の回収に向けて努めていく。
--

行ったもの。

監査対象所属	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年6月15日、7月26日

監査の結果

講じた措置（又は今後の方針等）

【指導事項】 1件（収入1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①林業構造改善事業費補助金返還金
過年度分 10,000,000 円
平成23年度分 4,867,804 円
合計 先数 1件 14,867,804 円

【特別会計】

①林業・木材産業改善資金償還金
過年度分 7,600,000 円
平成23年度分 5,100,000 円
合計 先数 3件 12,700,000 円
②林業・木材産業改善資金償還金違約金
過年度分 150,449 円
平成23年度分 339,740 円
合計 先数 2件 490,189 円

【特別会計】

①林業・木材産業改善資金償還金
②林業・木材産業改善資金償還金違約金
債務者に対して、適宜電話連絡による督促と面談(4,5,6,8,11,12月)による償還の指導を行なった。
この結果、過年度分 620,000 円が償還された。
今後とも債権回収に努めていく。

監査対象所属 森林環境部 具有林課

監査対象期間 平成23年度

監査実施日 平成24年6月19日、7月31日

監査の結果

講じた措置（又は今後の方針等）

【指導事項】 2件（収入1、物品1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
雑入
（清里の森）別荘地の建物収去・土地明渡し
請求訴訟に係る建物強制収去経費）
平成15年度分 先数 1件 2,935,800 円

2) リース物品である恩賜県有財産土地管理システム機器について、年度途中で機器の更新があったが、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。

1) 平成24年3月28日に、債務者宅を訪問したが、不在のため郵便受けに連絡を要請するメモを投函したほか、マンション管理事務所で居住を確認した。
今年度は、平成24年5月31日に文書による督促を行なったところであり、引き続き文書や訪問による督促を行ない、債権回収に努めていく。
2) 指摘を受けて平成24年4月1日付で占有物品受入調書を作成し、所管課の承認を受けた。

監査対象所属 森林環境部 中北林務環境事務所

監査対象期間 平成23年度

監査実施日 平成24年5月10～11日、5月31日

監査の結果

講じた措置（又は今後の方針等）

【指導事項】 1件（工事1）
1) 林道維持管理業務委託において、出来高が契約金額を大幅に超える業務を事前に変更支出負担行為の決裁を経たうえ変更契約の手続きを行わないで工事打合簿により請負業者に指示し施工させていた。

【一般会計】
①工事契約解除に伴う前払金返還利息
過年度分 先数 3件 214,074 円
【恩賜県有財産特別会計】
①行政財産使用料
過年度分 1,106 円
平成23年度分 26,160 円
合計 先数 2件 27,266 円
②土地賃付料
過年度分 23,484,331 円
平成23年度分 4,721,855 円
合計 先数 15件 28,206,186 円
③違約金及び延滞利息
過年度分 2,807,184 円
平成23年度分 25,303 円
合計 先数 16件 2,832,487 円
④雑入
（和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払い請求訴訟に係る損害金）
過年度分 先数 2件 569,930 円

1) 林道の維持管理業務に係る契約変更手続きは、森林環境部「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」を遵守し、概ね委託契約数量が契約金額を超えない時期までに行う。

【一般会計】
平成15年度分1件60,107円及び平成16年度分1件14,317円については毎年、債務者に督促を行っており、今年度は5月に実施した。
債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。
平成22年度分1件139,650円については、平成24年4月に37,565円の配当金が支払われ、平成24年8月に残額102,085円を不納欠損処理した。
【恩賜県有財産特別会計】
行政財産使用料のうち平成21年度分1件1,106円について、分納の手続きを行なった。また、「清里の森」を除く県有地の貸付けにおいて、土地賃付料（平成21年度分）1件85,910円についても分納の手続きを行なった。
（平成18～20年度分）3件235,551円及び違約金及び延滞利息（平成18年度分）1件10,154円について債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、権利放棄し不納欠損処理を行なうことが適当であると考えた。また、「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地賃付料納入促進事務取扱要領等に基づき、次のとおり督促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。
1 「納入通知書」（納期限7月末）を送付しても納入されない場合には、
・納期限後20日経過時に「督促状」の送付
・指定期限2ヵ月経過時に電話による支払催告
・指定期限後5ヵ月経過時に「督促に関する通知」の送付
・滞納繰越（10ヵ月）時に「納付書」の送付
・滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年

<p>以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。これらの催促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。</p> <p>2 「滞納が1年目以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。</p> <p>3 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行ないながら事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。</p> <p>4 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて粘り強く説得している。</p> <p>2) 今後、事業を執行する際には、幹事課との事前協議を密にし、執行所属として財務規則等会計規程に則り、適切な科目で執行する。</p>	<p>以上の該当者に「催告書」及び「最終通告書」の送付等により納入を促している。これらの催促後、なおも納付されない場合は電話督促を続けるとともに、議会の議決を経て「訴訟手続き」に移行し対応している。</p> <p>2 「滞納が1年目以下であり、滞納が累積していない滞納者」については、適宜電話をかけ、早期納入と滞納が累積しないよう指導している。</p> <p>3 提訴の対象となる「滞納金額が概ね10万円以上、期間が1年以上」の対象者については、電話督促を行ないながら事情を聴く中で、滞納原因をつきとめ、権利譲渡による精算や分納による納付促進等、解決策を提示する等きめ細かな対応に努めている。</p> <p>4 延滞違約金の未収金については、延滞違約金の支払いに反発を抱いて滞納している者もいることから、延滞違約金の趣旨等を説明するとともに支払いを求めて粘り強く説得している。</p> <p>2) 今後、事業を執行する際には、幹事課との事前協議を密にし、執行所属として財務規則等会計規程に則り、適切な科目で執行する。</p>
--	--

監査対象所属	森林環境部 峡東林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月9～11日、6月8日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>6件(収入2、物品2、その他1、重点1) 1人について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>① 工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成18年度分 1件 240,476円</p> <p>② 公正入札違約金 平成23年度分 先数 3件 38,478,930円</p>
	<p>1) ①については、平成18年度発生時からこれまで文書催告及び臨戸により督促を行っているが、会社が倒産し、実態がない状態であり回収できていない。</p> <p>今後と同様の債権を持つ関係課と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。また、不納欠損処理を行なうことが適当とされた場合には、関係各課と足並みを揃え、必要な対応を図る。</p> <p>②のうち1社は既に破産手続きに入っており、異時廃止の見込みであるので、関係各課と足並みを揃え、不納欠損処理の協議を進める方向である。</p> <p>残る2社中1社は会社が倒産し、金融機関の抵当権実行による土地建物競売を行な</p>

<p>2) 公園使用料について調定が遅延しているものがあつた。</p> <p>3) 郵便切手類受払簿の物品取扱者の事務引継について財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載、前任者及び後任者の記名押印がされていなかった。</p> <p>4) パソコン等のリース物品について財務規則第168条に規定する占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>5) 財務規則第262条に規定されている収入通知者又は支出命令者の事務引継書が作成されていなかった。</p> <p>6) 公正入札違約金の収入未済に係る延滞債権管理簿について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じて作成されていなかった。</p>	<p>つている状態であり、もう1社は会社を解散し、清算段階の状況。いずれも督促を継続しているが回収できていない。</p> <p>今後と同様の債権を持つ関係各課と連携のうえ、引き続き粘り強く督促等を継続する。</p> <p>2) 平成24年度と同調定は5月末に行なった。来年度以降も使用許可に関する事務が整いつつ、速やかに調定を行なうこととする。</p> <p>3) 前後任の物品取扱者で引継年月日の記載と記名押印を行なった。</p> <p>今後、物品取扱者の交代があつた際には、事務引継に際し、必ず記名押印をする。</p> <p>4) 指簿を受け、当該リース物品について占有物品払出調書を作成した。</p> <p>24年度からは、リース期間の満了時に遅滞なく払出調書の作成を行なう。</p> <p>5) 速やかに事務引継書の作成をした。</p> <p>今後、収入通知者又は支出命令者の交替があつた際には、必ず財務規則に規定された事務引継書を整備する。</p> <p>6) 指簿を受け即座に督促開始時点に遡及して債権管理簿を作成し、その後の折衝内容等を随時記録している。</p>
--	--

監査対象所属	森林環境部 峡南林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度
監査実施日	平成24年5月14～15日、6月13日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>3件(収入2、工事1) 1人について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成18年度分 先数 1件 292,418円</p> <p>2) 上記の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていなかった。</p> <p>3) 工事の変更契約の内容のうち、植生基材吹付工の増工に係る工事打合せ簿がなかつた。</p>
	<p>1) 裁判所が債務者法人に対して費用不足による破産手続廃止の決定の確定をしており、債権が消滅したことから、不納欠損処理を行なつた。</p> <p>2) 上記の収入未済に係る督促状が、納期限後20日以内に発付されていなかったことについては、今後、同様な事例が起きないように「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」を遵守し、適正かつ迅速な債権管理に努めていく。</p> <p>3) 増工に係る工事打合せ簿の作成に漏れがあつたことについては、工事の進捗状況報告の徹底により適時・的確な作成に努める。また、変更の支出負担行為の作成時に確認を徹底し、チェック機能の強化に努める。</p>
監査対象所属	森林環境部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	平成23年度